

立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の公布による。

立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

立川市職員育児休業等条例（平成4年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 法第2条第1項に規定する条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4第1号に掲げる養育里親</u>である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4第2号に掲げる養子縁組里親</u>として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の定めにより委託されている当該児童とする。</p>	<p>(法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 法第2条第1項に規定する条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4第2項に規定する養育里親</u>である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者</u>として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の定めにより委託されている当該児童とする。</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。